独立行政法人放射線医学総合研究所法 (平成十一年法律第百七十六号) (附則第二十六条関係)

傍線部分は今回改正部分)

目次 2 第十七条。研究所に係るこの法律及び通則法における主務大臣は 第十六条 主務大臣は、原子力災害(原子力災害対策特別措置法(平 第一章 附則 第五章 第四章 第三章 第二章 次のとおりとする。 務の実施を求めることができる。 正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない 射線による人体の障害を防止するため緊急の必要があると認める 成十一年法律第百五十六号)第二条第一号に規定する原子力災害 ときは、研究所に対し、第十匹条に規定する業務のうち必要な業 をいう。) が発生し、又は発生するおそれがある場合において、 (緊急の必要がある場合の主務大臣の要求) (主務大臣等) 研究所は、主務大臣から前項の規定による求めがあったときは、 業務等 (第十四条・第十五条) 総則 (第一条 罰則 (第二十条・第二十一条) 雑則 (第十六条 第十九条) 役員及び職員 (第六条 第五条 改 正 第十三条) 案 放 |第十六条| 研究所に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務 目次 (新設) 第一章 第五章 第四章 第二章 附則 第三章 省令は、 (主務大臣等) それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令と 業務等 (第十四条・第十五条) 役員及び職員 (第六条 罰則 (第十八条・第十九条) 雑則 (第十六条・第十七条) 総則 (第一条 第五条) 現 第十三条) 行

項については、文部科学大臣で、役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事

のに関する事項については、文部科学大臣(1)第十匹条に規定する業務のうち前号に規定する業務以外のも

3 研究所に係る通則法における主務省令は、主務大臣の発する命2 研究所に係る通則法における主務省は、文部科学省とする。

(独立行政法人評価委員会の意見)

令とする。

とあるのは、「評価委員会及び環境省の独立行政法人評価委員会」第二項の規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」八条第三項、第二十九条第三項、第三十条第三項及び第三十五条第十八条 前条第一項第二号に規定する業務に関する通則法第二十

| 2|| 文部科学省の独立行政法人評価委員会は、次の場合には、前条

とする。

(新設)

第十九条 (略) 第二十一条 (略) 第二十条 (略) 委員会の意見を聴かなければならない。 「一通則法第三十二条第三項後段 (通則法第三十四条第三項にお 第一項第二号に規定する業務に関し、環境省の独立行政法人評価 | 通則法第三十二条第一項又は第三十四条第一項の規定による 評価を行おうとするとき。 いて準用する場合を含む。) の規定による勧告をしようとすると 第五章 罰則 第十八条 (略) 第十九条 (略) 第十七条 (略) 第五章 罰則

循環型社会形成推進基本法 (平成十二年法律第百十号) (附則第1	(附則第二十七条関係) (傍線部分は今回改正部分)
改正案	現行
(定義)	(定義)
第二条 この法律において「循環型社会」とは、製品等が廃棄物等	第二条 この法律において「循環型社会」とは、製品等が廃棄物等
となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合に	となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合に
おいてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進	おいてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進
され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な	され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な
処分 (ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃	処分(廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五
アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状	年法律第百三十七号)第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以
又は液状のものをいう。以下同じ。) としての処分をいう。以下同	下同じ。) としての処分をいう。以下同じ。) が確保され、もって
じ。) が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷	天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される
ができる限り低減される社会をいう。	社会をいう。
2 (略)	2 (略)
一 (略)	一 (略)
二 一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃	二 一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃
(棄された物品 (現に使用されているものを除く。) 又は製品の製	棄された物品 (現に使用されているものを除く。)又は製品の製
造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給、土木建築に	造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給、土木建築に
関する工事、農畜産物の生産その他の人の活動に伴い副次的に	関する工事、農畜産物の生産その他の人の活動に伴い副次的に
得られた物品 (前号に掲げる物を除く。)	得られた物品(前号に掲げる物並びに放射性物質及びこれによ
	って汚染された物を除く。)
3~8 (略)	3~8 (略)

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律
する法律 (平成十二年法律
-法律第百十七号)
(附則第二十八条関係)

(基本方針) (基·	16 (略) 6 16	•四 (略) 三:	核燃料物質の加工をいう。以下同じ。)	うち、使用済燃料の再処理により使用済燃料から分離された うっ	特定加工(原子炉等規制法第二条第八項に規定する加工の 二 :	(略)	(略) 5 (:	(略) 4 (:	用発電用原子炉を除く。)であって、政令で定めるものあっ	原子炉等規制法第二条第五項に規定する発電用原子炉(実 ニー	号において単に「実用発電用原子炉」という。)	う。) 第四十三条の四第一項に規定する実用発電用原子炉(次 う。	和三十二年法律第百六十六号。以下「原子炉等規制法」とい 和	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭 一)	(略) 3 (1	(略) 2 (1)	第二条 (略) 第二条	(定義) (定義)	改 正 案	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律 (平成十二年法律第百十七号)
(基本方針)	(略)	四(略)	核燃料物質の加工をいう。以下同じ。	うち、使用済燃料の再処理により使用済燃料から分離された	特定加工(原子炉等規制法第二条第七項に規定する加工の	(略)	略)	(略)	あって、政令で定めるもの	原子炉等規制法第二十三条第一項		。)第二十三条第一項第一号に規定する実用発電用原子炉	和三十二年法律第百六十六号。以下「原子炉等規制法」とい	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭	略)	(略)	(略)	義)	現	(附則第二十八条関係) (
)°	伊用済	杀 第 七					「項第匹号に掲げる原子炉で		規定する	▷「原子	炉の規制						(傍線部分は今回改正部分)

第三条 (略)	第三条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 経済産業大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらか	3 経済産業大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらか
じめ、原子力委員会(前項第四号及び第五号に掲げる事項で安	じめ、原子力委員会(前項第四号及び第五号に掲げる事項で安
全の確保のための規制に関するものにあっては、原子力規制委	全の確保のための規制に関するものにあっては、原子力安全委
員会)の意見を聴かなければならない。	員会) の意見を聴かなければならない。
4~6 (略)	4~6 (略)
(最終処分計画)	(最終処分計画)
第四条 (略)	第四条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 経済産業大臣は、最終処分計画を定めようとするときは、あ	3 経済産業大臣は、最終処分計画を定めようとするときは、あ
らかじめ、原子力委員会(前項第四号に掲げる事項で安全の確	らかじめ、原子力委員会(前項第四号に掲げる事項で安全の確
保のための規制に関するものにあっては、原子力規制委員会)	保のための規制に関するものにあっては、原子力安全委員会)
の意見を聴かなければならない。	の意見を聴かなければならない。
4~7 (略)	4~7 (略)

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号)

第

(附則第三十一条関係) (傍線部分は今回改正部分)

改正案	現行
(武力攻撃原子力災害への対処)	(武力攻撃原子力災害への対処)
\$百五条 原子力防災管理者 (原子力災害対策特別措置法 (平成十	第百五条 原子力防災管理者(原子力災害対策特別措置法(平成十一
年法律第百五十六号) 第九条第一項の原子力防災管理者をいう。	年法律第百五十六号) 第九条第一項の原子力防災管理者をいう。
第百九十二条第二号において同じ。) は、武力攻撃に伴って、放射	第百九十二条第二号において同じ。) は、武力攻撃に伴って、放射
性物質又は放射線が原子力事業所(同法第二条第四号の原子力事	性物質又は放射線が原子力事業所(同法第二条第四号の原子力事
業所をいう。第七項において同じ。) 外 (事業所外運搬 (同条第二	業所をいう。第七項において同じ。) 外 (事業所外運搬 (同条第二
号の事業所外運搬をいう。以下同じ。) の場合にあっては、当該運	号の事業所外運搬をいう。以下この項及び第三項において同じ。)
搬に使用する容器外。第七項において同じ。) へ放出され、又は放	の場合にあっては、当該運搬に使用する容器外。第七項において
出されるおそれがあると認めるときは、政令で定めるところによ	同じ。)へ放出され、又は放出されるおそれがあると認めるときは、
り、直ちに、その旨を原子力規制委員会、所在都道府県知事(同	政令で定めるところにより、直ちに、その旨を指定行政機関の長
法第七条第二項の所在都道府県知事をいう。以下この条において	(同法第三十四条第二項に規定する主務大臣に限る。以下この項
同じ。)、所在市町村長 (同項の所在市町村長をいう。第三項及び	から第四項まで及び次条において同じ。)、所在都道府県知事 (同
第四項において同じ。) 及び関係周辺都道府県知事 (同条第二項の	法第七条第二項の所在都道府県知事をいう。以下この条において
関係周辺都道府県知事をいう。以下この条において同じ。)に(事	同じ。)、所在市町村長 (同項の所在市町村長をいう。 第三項及び
業所外運搬に係る事実の発生の場合にあっては、原子力規制委員	第四項において同じ。) 及び関係隣接都道府県知事(同条第二項の
会及び国土交通大臣並びに当該事実が発生した場所を管轄する都	関係隣接都道府県知事をいう。以下この条において同じ。) に (事
道府県知事及び市町村長に)通報しなければならない。この場合	業所外運搬に係る事実の発生の場合にあっては、指定行政機関の
において、所在都道府県知事及び関係周辺都道府県知事は、関係	長並びに当該事実が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市

するものとする。 周辺市町村長 (同項の関係周辺市町村長をいう。) にその旨を通報

知しなければならない。

3 所在都道府県知事、所在市町村長及び関係周辺都道府県知事(事 ればならない。

けたときについて準用する。この場合において、原子力規制委員のとき、又は原子力規制委員会の長が前項の規定による通報を受以下この項において同じ。)が第一項に規定する事実があると認めの発生の場合にあっては、原子力規制委員会(事業所外運搬に係る事実4 第二項の規定は、原子力規制委員会(事業所外運搬に係る事実

の旨を指定行政機関の長に通報しなければならない。 での国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、そじ。) は、第一項に規定する事実があると認めるときは、それぞれした場所を管轄する都道府県知事及び市町村長。次項において同業所外運搬に係る事実の発生の場合にあっては、当該事実が発生所在都道府県知事、所在市町村長及び関係隣接都道府県知事(事

接都道府県知事並びに原子力事業者(原子力災害対策特別措置法機関の長は、併せて所在都道府県知事、所在市町村長及び関係隣報を受けたときについて準用する。この場合において、指定行政のと認めるとき、又は指定行政機関の長が前項の規定による通

第三号の原子力事業者をいう。第十三項において同じ。) に通知し府県知事並びに原子力事業者 (原子力災害対策特別措置法第二条会は、併せて所在都道府県知事、所在市町村長及び関係周辺都道

なければならない。

6~11 (略)

す旨の公示をするものとする。 要がなくなったと認めるときは、速やかに、同項の公示を取り消2 対策本部長は、第七項の場合において、応急対策を実施する必

第一項並びに同法第二十六条第一項第一号、第二号及び第五号中の公示があった場合について、同法第二十七条の規定は前項の規定による公示があった場合について、同法第二十七条の規定は前項の規定は多公示があった場合について、同法第二十七条の規定は前項の規定は多いで、の表別で定める事象」と、同項の政令で定める事象」との場合において、同法第二十五条の規定は第七項の規定は多十五条が発生した場合について、同法第二十六条の規定は第七項の規定が多い。

第二条第三号の原子力事業者をいう。第十三項において同じ。) に

通知しなければならない。

知する」と読み替えるものとする。る。この場合において、第一項後段中「通報する」とあるのは、「通知事が前項後段の規定による通知を受けた場合について準用す第一項後段の規定は、所在都道府県知事及び関係隣接都道府県

6~11 (略)

意見を聴いて、同項の公示を取り消す旨の公示をするものとする。要がなくなったと認めるときは、速やかに、原子力安全委員会の12 対策本部長は、第七項の場合において、応急対策を実施する必

機関」 Ļ 発生又はその拡大の防止」と、 は指定行政機関及び地方公共団体の国民の保護に関する計画で定 者防災業務計画の定めるところにより」とあるのは「法令若しく 第三項中「法令、 画で定める例により)」と、 ころにより (原子力事業者については、 の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めると ろにより」とあるのは「法令の規定に基づき、それぞれその国民 条第二項中「 とあるのは「前項の規定による公示」と、 然性を含む。) の拡大の防止」とあるのは「武力攻撃原子力災害の の避難」と、 七項の公示の内容」と、「避難の勧告又は指示」とあるのは「住民 十五条第二項中「事象」とあるのは「事実」と、同法第二十六条 原子力災害対策指針又は原子力事業者防災業務計画の定めるとこ 公共団体の長その他の執行機関、 (見出しを含む。) 「原子力災害」とあるのは「武力攻撃原子力災害」と、 とあるのは「 同条第一 とあるのは 同項第八号中「原子力災害(原子力災害が生ずる蓋 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、 項第一号中「原子力緊急事態宣言」とあるのは「第 防災計画) 第七項の公示」と、「原子力緊急事態解除宣言」 中「緊急事態応急対策」とあるのは「応急対策」 指定行政機関の長等」と、「法令、 同法第二十六条第三項及び第二十七条 原子力災害対策指針又は原子力事業 同条第二項中「原子力緊急事態宣 指定公共機関及び指定地方公共 原子力事業者防災業務計 同項及び同法第二十七 防災計画 同法第二 地方

は原子力事業者防災業務計画の定めるところにより」とあるのは 法第二十六条第三項及び第二十七条第三項中「 ついては、原子力事業者防災業務計画で定める例により)」と、 の保護に関する業務計画で定めるところにより の規定に基づき、 力事業者防災業務計画の定めるところにより」 とあるのは「指定行政機関の長等」と、「法令、 団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関 二項中「 るのは「前項の規定による公示」 とあるのは「第七項の公示」と、「原子力緊急事態解除宣言」とあ 又はその拡大の防止」と、 を含む。) の拡大の防止」とあるのは「武力攻撃原子力災害の発生 難」と、 の公示の内容」と、「避難の勧告又は指示」とあるのは「住民の避 同条第一項第一号中「原子力緊急事態宣言」とあるのは「第七項 出しを含む。) 中「緊急事態応急対策」とあるのは「応急対策」と: 限る。) 十五条第二項中「主務大臣」とあるのは「指定行政機関の長(原 「原子力災害」とあるのは「 子力災害対策特別措置法第三十四条第二項に規定する主務大臣に 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、 同項第八号中「原子力災害 (原子力災害が生ずる蓋然性 と、「事象」とあるのは「事実」と、 それぞれその国民の保護に関する計画又は国民 同条第二項中「原子力緊急事態宣言」 武力攻撃原子力災害」と、 Ļ 同項及び同法第二十七条第 同法第二十六条 (見 とあるのは「法 法令、 防災計画又は原子 (原子力事業者に 防災計画又 同法第二 地方公共 同

14 (略)

るものとする

(原子炉等に係る武力攻撃災害の発生等の防止)

撃事態等において、核燃料物質(原子力基本法(昭和三十年法律合にあっては、原子力規制委員会及び国土交通大臣)は、武力攻第百六条 原子力規制委員会(事業所外運搬に係る事実の発生の場

力災害の復旧」と読み替えるものとする。 攻撃原子力災害の発生若しくはその拡大の防止又は武力攻撃原子 を含む。) の拡大の防止又は原子力災害の復旧」とあるのは「武力 等」と、同項第四号中「原子力災害 (原子力災害が生ずる蓋然性 あるのは「応急対策実施区域その他」と、 لي ک 復旧を図るため実施すべき対策をいう。 力災害の発生若しくはその拡大の防止又は武力攻撃原子力災害の と、同条第一項中「原子力災害事後対策」とあるのは「事後対策 二項及び第三項中「原子力災害事後対策」とあるのは「事後対策」 あるのは「地方公共団体の長等」と、 で定める例により」と、「地方公共団体の長その他の執行機関」と する計画で定めるところにより、又は原子力事業者防災業務計画 「法令若しくは指定行政機関及び地方公共団体の国民の保護に関 (前項の規定による公示があった時以後において、 ' 緊急事態応急対策実施区域等」とあるのは ' 応急対策実施区域 同項第一号中・緊急事態応急対策実施区域その他」と 同条の見出し並びに同条第 以下この条において同 同号及び同項第三号中 武力攻撃原子

14 (略)

(原子炉等に係る武力攻撃災害の発生等の防止)

号の核燃料物質をいう。以下この条において同じ。) 若しくは核燃物質(原子力基本法(昭和三十年法律第百八十六号)第三条第二第百六条 指定行政機関の長は、武力攻撃事態等において、核燃料

設 Ų とができる。 質によって汚染された物又は原子炉に係る武力攻撃災害の発生又 用施設の使用の停止、 条第一項に規定する者に対し、 る武力攻撃災害が発生し、 炉 (同条第四号の原子炉をいう。以下この条において同じ。) に係 はその拡大を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずるこ れた物の所在場所の変更その他当該核燃料物質若しくは核燃料物 の規制に関する法律 (昭和三十二年法律第百六十六号) 第六十四 必要があると認めるときは、 て、当該武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため緊急の おいて同じ。) 若しくは核燃料物質によって汚染された物又は原子 第百八十六号)第三条第二号の核燃料物質をいう。以下この条に 再処理施設、 同項の製錬施設、 廃棄物埋設施設若しくは廃棄物管理施設又は使 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染さ 加工施設、 又は発生するおそれがある場合におい 核原料物質、核燃料物質及び原子炉 同条第三項各号に掲げる区分に応 原子炉施設、 使用済燃料貯蔵施

(放射性物質等による汚染の拡大の防止)

第百七条 (略)

(削る)

2 .

(略)

工施設、 Ιţ 料物質によって汚染された物又は原子炉(同条第四号の原子炉を め必要な措置を講ずべきことを命ずることができる 又は原子炉に係る武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するた その他当該核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物 燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の所在場所の変更 埋設施設若しくは廃棄物管理施設又は使用施設の使用の停止、 対し、同条第三項各号に掲げる区分に応じ、 和三十二年法律第百六十六号)第六十四条第一項に規定する者に 生又はその拡大を防止するため緊急の必要があると認めるとき 又は発生するおそれがある場合において、 いう。以下この条において同じ。) に係る武力攻撃災害が発生し、 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭 原子炉施設、 使用済燃料貯蔵施設、 当該武力攻撃災害の発 再処理施設、 同項の製錬施設、 廃棄物 核 加

(放射性物質等による汚染の拡大の防止)

第百七条 (略)

2 .

略

について、原子力安全委員会に対し、汚染の拡大を防止するため4 内閣総理大臣は、放射性降下物による障害の防止に関する対策

の措置の実施に関する技術的事項に関し必要な助言を求めること

(準用)

第百八十三条 (略)

第百五十一条第一項(略)	•	第百五十二条第二项 ————————————————————————————————————	
	略) (略)	第(

下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。て準用する場合を含む。)の規定による指定行政機関の長若しくは地方公共団体の長の命令又は第百六条(第百八十関の長若しくは地方公共団体の長の命令又は第百六条(第百八十期制委員会(事業所外運搬に係る事実の発生の場合にあっては、原子力規制委員会(事業所外運搬に係る事実の発生の場合にあっては、原子力規制委員会(事業所外運搬に係る事実の発生の場合にあっては、原子力規制委員会(事業所外運搬に係る事実の発生の場合にあっては、原子力規制委員会(事業所外運搬に係る事実の発生の場合にあっては、原子力規制委員会(事業所外運搬に係る事実の発生の場合にあっては、原子力規制委員会において準用する場合を含む。)及び第百八十三条において準用する場合を含む。)の規定による原子力規制委員会において準用する場合に従わなかった者は、第百八十三条において、第百八十八条 第百三条第三項(同条第五項(第百八十三条においる)

一 (略)

第百九十二条

(略)

ができる。

(準用)

第百八十三条 (略)

7	Æ	=	関	を	7	第五			*		_	~		֧֧֧֧֓֞֝֟֝֝֝֟֝֝֝֝֝֓֓֓֝֝֟֝֝֟֝֝֟֝֝֟֝֝֟֝֟֝֟֝֟֝
下の罰金こ処し、又はこのを并斗する。	長の命令に従わなかった者は、	三条において準用する場合を含む。) の規定による指定行政機関の	『の長若しくは地方公共団体の長の命令又は第百六条(第百八十	を含む。) の規定による指定行政機関の長若しくは指定地方行政機	て準用する場合を含む。) 及び第百八十三条において準用する場合	第百八十八条 第百三条第三項	(略)	(新設)	第百五十一条第一項	(略)	五十二条第二項	第百五条第一項及び第百	(略)	
併科する。		含む。) の規定に	の長の命令又は	1政機関の長若し	第百八十三条に	(同条第五項((略)	(新設)	(略)	(略)		次条	(略)	
	一年以下の懲役若しくは百万円以	!よる指定行政機関の	第百六条(第百八十	うくは指定地方行政機	おいて準用する場合	第百三条第三項(同条第五項(第百八十三条におい	(略)	(新設)	(略)	(略)	いて準用する次条	第百八十三条にお	(略)	

第百九十二条 (略)

一 (略)

滅失、毀損その他の被害を防止するため必要な措置の実施を拒含む。) の規定に違反して、国宝又は特別史跡名勝天然記念物の三 第百二十五条第七項 (第百八十三条において準用する場合を

み、又は妨げた者

滅失、含損その他の被害を防止するため必要な措置の実施を拒含む。)の規定に違反して、国宝又は特別史跡名勝天然記念物の三 第百二十五条第七項 (第百八十三条において準用する場合を

み、又は妨げた者

第二十八条 (略) 第二-	(主務大臣等)	六~九 (略)	口 (略)	という。)	を除く。) の埋設の方法による最終的な処分(以下「埋設処分」	接な関連を有する施設で政令で定めるものから発生したもの	号口において同じ。)及びその附属施設並びに原子力発電と密	に規定する実用発電用原子炉をいう。第二十八条第一項第四	律(昭和三十二年法律第百六十六号)第四十三条の四第一項	棄物(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法	を含む。) 及び機構以外の者から処分の委託を受けた放射性廃	承継した放射性廃棄物 (以下「承継放射性廃棄物」という。)	炉(附則第二条第一項及び第三条第一項の規定により機構が	イ 機構の業務に伴い発生した放射性廃棄物 (実用発電用原子)	(略) 五		第十七条 (略) 第十七条	(業務の範囲) (業務の範囲) (業務の範囲)	改 正 案
第二十八条 (略)	(主務大臣等)	六~九 (略)	口 (略)			の埋設の方法による最終的な処分(以下「埋設処分」という。)	を有する施設で政令で定めるものから発生したものを除く。)	電用原子炉及びその附属施設並びに原子力発電と密接な関連	律第百六十六号) 第二十三条第一項第一号に規定する実用発	核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法	以外の者から処分の委託を受けた放射性廃棄物(核原料物質、	物(以下「承継放射性廃棄物」という。)を含む。)及び機構	項及び第三条第一項の規定により機構が承継した放射性廃棄	イ 機構の業務に伴い発生した放射性廃棄物 (附則第二条第一	(略)	〜四 (略)	七条(略)	(業務の範囲)	現行

独立行政法人日本原子力研究開発機構法 (平成十六年法律第百五十五号)

(附則第三十二条関係)

| 〜 二 (略)

する事項については、文部科学大臣及び原子力規制委員会三 第十七条に規定する業務 (次号に規定するものを除く。)に関

力規制委員会 関する事項については、文部科学大臣、経済産業大臣及び原子設処分業務等 (次に掲げる放射性廃棄物に係るものに限る。)に第四号に掲げるもの (これらに附帯する業務を含む。)並びに埋四 第十七条第一項第三号に掲げる業務及びこれに関連する同項

イ (略)

する施設で政令で定めるものから発生したもの (家)の及びその附属施設並びに原子力発電と密接な関連を有第二条第五項に規定する発電用原子炉(実用発電用原子炉を用条電料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 機構以外の者から処分の委託を受けた放射性廃棄物であっ

2~4 (略)

(独立行政法人評価委員会の意見の聴取等)

| 第二十九条 次の各号に掲げる規定の適用については、当該各号に

定めるところによる。

係る不要財産に係る部分に限る。)、第四十六条の三第六項(同号二第五項(前条第一項第四号に規定する業務に係る政府出資等に一 通則法第三十八条第三項、第四十四条第四項、第四十六条の

| 〜 二 (略)

三 第十七条に規定する業務 (次号に規定するものを除く。)に関

する事項については、

文部科学大臣

関する事項については、文部科学大臣及び経済産業大臣、設処分業務等(次に掲げる放射性廃棄物に係るものに限る。)に第四号に掲げるもの(これらに附帯する業務を含む。)並びに埋四 第十七条第一項第三号に掲げる業務及びこれに関連する同項

イ (略)

のから発生したものでに原子力発電と密接な関連を有する施設で政令で定めるもず二十三条第一項第四号に掲げる原子炉及びその附属施設並のがら発生したもののの委託を受けた放射性廃棄物であって、機構以外の者から処分の委託を受けた放射性廃棄物であって、機構以外の者から処分の委託を受けた放射性廃棄物であって、

2~4 (略)

(独立行政法人評価委員会の意見の聴取等)

| 価委員会」とあるのは、「評価委員会及び経済産業省の独立行政法||第二十九条||次に掲げる規定の適用については、これらの規定中、評

人評価委員会」とする。

二第五項(前条第一項第四号に規定する業務に係る政府出資等に一一通則法第三十八条第三項、第四十四条第四項、第四十六条の

2 行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない 第一項第四号に掲げる業務に関し、 □ 前条第一項第四号に規定する業務に関する通則法第二十八条 する。 員会並びに経済産業省及び環境省の独立行政法人評価委員会」と 項の規定 第三項、第二十九条第三項、第三十条第三項及び第三十五条第二 法人評価委員会」とする。 価委員会」とあるのは、' 評価委員会及び経済産業省の独立行政 る重要な財産に係る部分に限る。)の規定 限る。) 及び第四十八条第二項 (同号に規定する業務の用に供す に規定する業務に係る民間等出資に係る不要財産に係る部分に 文部科学省の独立行政法人評価委員会は、 (略) これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「評価委 経済産業省及び環境省の独立 次の場合には、 これらの規定中「評 前条 2 第一項第四号に掲げる業務に関し、 \exists 価委員会の意見を聴かなければならない。 項の規定 る重要な財産に係る部分に限る。) の規定 文部科学省の独立行政法人評価委員会は、

限る。)及び第四十八条第二項(同号に規定する業務の用に供す 係る不要財産に係る部分に限る。)、第四十六条の三第六項(同号 に規定する業務に係る民間等出資に係る不要財産に係る部分に

第三項、第二十九条第三項、第三十条第三項及び第三十五条第二 前条第一項第匹号に規定する業務に関する通則法第二十八条

経済産業省の独立行政法人評 次の場合には、 前条

<u>\</u> (略)

原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律 (平成十七年法律第四十八号) (附則第三

十三条関係)	(傍線部分は今回改正部分)
改正案	現行
(定義)	(定義)
第二条 この法律において、「使用済燃料」とは、実用発電用原子炉	第二条 この法律において、「使用済燃料」とは、核原料物質、核燃
(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和	料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六
三十二年法律第百六十六号。以下「原子炉等規制法」という。) 第	十六号。以下「原子炉等規制法」という。) 第二十三条第一項第一
四十三条の四第一項に規定する実用発電用原子炉をいう。第五項	号に規定する実用発電用原子炉において燃料として使用した核燃
において同じ。) において燃料として使用した核燃料物質 (原子力	料物質(原子力基本法(昭和三十年法律第百八十六号)第三条第
基本法(昭和三十年法律第百八十六号)第三条第二号に規定する	二号に規定する核燃料物質をいう。以下同じ。) をいう。
核燃料物質をいう。以下同じ。) をいう。	
2~6 (略)	2~6 (略)

	第 (目的)
2・3 (略)第八十五条 (略)	2 3 (略
4 この節において「電源立地対策」とは、発電用施設周辺地域整	4 この節に
こおハて隼用する場合を含む。) の規定に基づく交付金 (第九十二備法 (昭和四十九年法律第七十八号) 第七条 (同法第十条第四項	において集 備法(昭和
条第三項及び第五項において「周辺地域整備交付金」という。) のほおいで準用でる場合を含む)の規定は基づく文件金(第ナ十二	条第三項及び第五項において「周辺地域整備交付金」という。)のにおいて準月でき場合を含む。)の規定に基づく多付金(第7十二
交付及び同法第二条に規定する発電用施設(次項において「発電	交付及び同法第二条に規定する発電用施設 (次項において「発電
用施設」という。) の周辺の地域における安全対策のための財政上	用施設」と
の措置その他の発電の用に供する施設の設置及び運転の円滑化に	の措置その
資するための財政上の措置 (発電の用に供する施設の設置又は改	資するため
造及び技術の開発を主たる目的とするものを除く。) で政令で定め	対する交付金の交付を含み、発電の用に供する施設の設置又は改
るものをいう。	造及び技術
	るものをい
5 (略)	5 (略)
一 (略)	一 (略)
イ・ロ(略)	イ・ロ
(削る)	八独立
八 (略)	一(略

特別会計に関する法律 (平成十九年法律第二十三号)

(附則第三十四条関係)

第八十八条 2 6 _ <u>:</u> (歳入及び歳出) 八 朩 (略) 一 (略) イ~ニ (略) (略) 費その他の給付金を含む。) 成十六年法律第百五十五号) 第二十一条第三項の規定による 納付金であって、この勘定に帰属するもの 九条第三項及び独立行政法人日本原子力研究開発機構法(平 (略) 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第十 第八十五条第五項第一号八及び二の補助金 (交付金、 第八十五条第五項第一号イ及び口の交付金 (略) (略) (略) (略) (略) (略) 委託 2 第八十八条 6 二·三 (略) (歳入及び歳出) 朩 八 朩 イ〜ニ (略) (略) (略) (略) 業技術総合開発機構法第十九条第三項及び独立行政法人日本 費その他の給付金を含む。) するもの 十一条第三項の規定による納付金であって、この勘定に帰属 原子力研究開発機構法 (平成十六年法律第百五十五号) 第二 七十九号) 第十五条第三項、独立行政法人新エネルギー・産 独立行政法人原子力安全基盤機構法(平成十匹年法律第百 第八十五条第五項第一号二及び亦の補助金 (交付金、委託 第八十五条第五項第一号イから八までの交付金 略 (略) (略) (略) (略) (略)

3

(略) (略)

放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律(平成十九年法律第三十八号) (附則第三十五条関係)

第七条 制に関する法律第二条第六項に規定する特定核燃料物質をいう。) 懲役に処する。 をすること又は権利を行わないことを要求した者は、五年以下の を窃取し、又は強取することを告知して脅迫し、義務のない行為 特定核燃料物質(核原料物質、 改 正 案 核燃料物質及び原子炉の規 第七条 制に関する法律第二条第五項に規定する特定核燃料物質をいう。) 懲役に処する。 をすること又は権利を行わないことを要求した者は、五年以下の を窃取し、又は強取することを告知して脅迫し、義務のない行為 特定核燃料物質(核原料物質、 現 行 核燃料物質及び原子炉の規 傍線部分は今回改正部分)

原子
子力
損
吉 賠
償士
乂援
機構
法
平
成
八十三
三年
法
伴第
第九十四
卢
능
$\overline{}$
附
別第
三十六
쏬
<u>~</u> `
条明
(条関係)
条明

原子力損害賠償支援機構法 (平成二十三年法律第九十四号) (附品	附則第三十六条関係) (傍線部分は今回改正部分)
改正案	現行
(負担金の納付)	(負担金の納付)
第三十八条 (略)	第三十八条 (略)
一 実用発電用原子炉(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規	一実用発電用原子炉(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規
制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号。以下この号	制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号。次号におり
及び次号において「原子炉等規制法」という。) 第四十三条の四	て「原子炉等規制法」という。) 第二十三条第一項第一号に規定
第一項に規定する実用発電用原子炉をいう。次号において同	する実用発電用原子炉をいう。次号において同じ。) に係る同項
じ。) に係る原子炉等規制法第二十三条第一項の許可を受けた者	の許可を受けた者
二 実用再処理施設 (原子炉等規制法第四十四条第二項第二号に	二 実用再処理施設 (原子炉等規制法第四十四条第二項第二号に
規定する再処理施設のうち実用発電用原子炉において燃料とし	規定する再処理施設のうち実用発電用原子炉において燃料とし
て使用した核燃料物質(原子力基本法(昭和三十年法律第百八	て使用した核燃料物質(原子力基本法(昭和三十年法律第百八
十六号) 第三条第二号に規定する核燃料物質をいう。) に係る再	十六号)第三条第二号に規定する核燃料物質をいう。)に係る再
処理(原子炉等規制法第二条第九項に規定する再処理をいう。)	処理 (原子炉等規制法第二条第八項に規定する再処理をいう。)
を行うものとして政令で定めるものをいう。) に係る原子炉等規	を行うものとして政令で定めるものをいう。) に係る原子炉等規
制法第四十四条第一項の指定を受けた者	制法第四十四条第一項の指定を受けた者
2~4 (略)	2~4 (略)

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染へ

|対処に関する特別措置法 (平成二十三年法律第百十号) (附則第三十七条関係

改 正 案 現 行 傍線部分は今回改正部分)

除染特別地域内の土地等に係る除去土壌等の保管)

第三十一条 った者を含む。 Ιţ 過失がなくて当該土地の所有者等が知れないこと等により当該土 十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。) が市町村 項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長 (同法第 ことができる。 した者又は権利の設定を受けて、 措置を実施した土地において保管する必要があると認めるとき 下同じ。) を、やむを得ず当該除去土壌等に係る土壌等の除染等の 戒区域の設定を行うことの指示をいう。) の対象区域であること、 三十六年法律第二百二十三号)第六十三条第一項の規定による警 第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法 (昭和 長に対して行った同法第二十七条の四第一項又は同法第二十八条 して原子力災害対策特別措置法第十五条第三項又は第二十条第二 て同じ。) に対し、 去土壌及び土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物をいう。 当分の間、 国は、 第五項並びに第三十九条第一項及び第七項におい 当該土地の所有者等 (これらの者から権利を承継 ただし、 当該土地において当該除去土壌等を保管させる 除染特別地域内の土地等に係る除去土壌等(除 当該土地が警戒区域設定指示 (事故に関 新たに当該土地の所有者等とな 以

第三十一条 Ιţ 等が知れないこと等により当該土地の所有者等に当該除去土壌等 をいう。) の対象区域であること、 第六十三条第一項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示 適用される災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号) 長に対して行った同法第二十八条第二項の規定により読み替えて 十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。) が市町村 項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長 (同法第 して原子力災害対策特別措置法第十五条第三項又は第二十条第三 ことができる。ただし、 て同じ。) に対し、 った者を含む。第五項並びに第三十九条第一項及び第七項におい した者又は権利の設定を受けて、 措置を実施した土地において保管する必要があると認めるとき 下同じ。) を、やむを得ず当該除去土壌等に係る土壌等の除染等の 去土壌及び土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物をいう。 除染特別地域内の土地等に係る除去土壌等の保管 当分の間、 国は、 当該土地の所有者等(これらの者から権利を承継 当該土地において当該除去土壌等を保管させる 除染特別地域内の土地等に係る除去土壌等 当該土地が警戒区域設定指示 (事故に関 過失がなくて当該土地の所有者 新たに当該土地の所有者等とな (除 以

第五十六条 削除 第五十六条 環境大臣は、第二十三条第一項及び第二項、第五十六条 環境大臣は、第二十条、第二十三条第一項及び第二項、第五十六条 間違いの所有者等に当該除去土壌等を保管することが困難な場合には、国が、当該土地において当 を保管させることが困難な場合には、国が、当該土地において当 に かい に か

内閣府設置法 (平成十一年法律第八十九号) (附則第四十条関係)

	改正案		現行	
(所掌事務)		(所掌事務)		
第四条 (略)		第四条 (略)		
2 (略)		2 (略)		
3 前二項に定めるも	前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達	3 前二項に定めるも	定めるもののほか、内閣府は、	は、前条第二項の任務を達
成するため、次に関	次に掲げる事務をつかさどる。	成するため、次に掲	次に掲げる事務をつかさどる。	こる。
一~四十七 (略)		一~四十七 (略)		
四十七の二 原子も	原子力損害の賠償に関すること。	(新設)		
四十八以下 (略)		四十八以下 (略)		
(設置)		(設置)		
第三十七条 (略)		第三十七条 (略)		
2 (略)		2 (略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	
原子力委員会	原子力基本法(昭和三十年法律第百八十六	原子力委員会	原子力基本法(昭和	原子力基本法(昭和三十年法律第百八十六
	号)及び原子力委員会設置法(昭和三十年	原子力安全委員会	号) 及び原子力委員	号)及び原子力委員会及び原子力安全委員
	法律第百八十八号)		会設置法 (昭和三-	会設置法(昭和三十年法律第百八十八号)
(略)	(略)	(略)	(略)	

別表第一 環境省 原子力規制委員会 改 正 案 別表第一 環境省 現 行

国家行政組織法 (昭和二十三年法律第百二十号)

(附則第四十一条関係)

민
科
学
ᆪ
自
訳
室
틖
沄
$\overline{}$
品科学省設置法 (平成十
<u> </u>
귰
+
•
_
年
注
温
年法律第九十六号)
第
h
7,6
\top
六
=
5
$\overline{}$
$\overline{}$
7/4
ЫÃ
則
附則第四十
ᇎ
낃
+
÷
\overline{z}
一条問
愳

第一款 設置 (第二十六条)	第一節(設置並びに任務及び所掌事務)	第四章 文化庁	第四節 削除	第三節 特別の機関 (第二十一条 第二十四条)	第六款(独立行政法人評価委員会(第二十条)	第五款 削除	第四款(国立大学法人評価委員会(第十八条)	第三款 宇宙開発委員会 (第八条 第十七条)	第二款 科学技術・学術審議会 (第七条)	第一款 設置 (第六条)	第二節審議会等	第一節 特別な職 (第五条)	第三章 本省に置かれる職及び機関	第二節(文部科学省の任務及び所掌事務(第三条・第四条)	第一節 文部科学省の設置 (第二条)	第二章(文部科学省の設置並びに任務及び所掌事務)	第一章 総則(第一条)	目次	改 正 案	文部科学省設置法 (平成十一年法律第九十六号) (附則第四十二条関係)
第一款。設置(第二十六条)	第一節(設置並びに任務及び所掌事務)	第四章 文化庁	第四節 地方支分部局 (第二十五条)	第三節 特別の機関 (第二十一条 第二十四条)	第六款 独立行政法人評価委員会(第二十条)	第五款 放射線審議会 (第十九条)	第四款 国立大学法人評価委員会 (第十八条)	第三款 宇宙開発委員会(第八条 第十七条)	第二款 科学技術・学術審議会 (第七条)	第一款設置(第六条)	第二節 審議会等	第一節 特別な職 (第五条)	第三章 本省に置かれる職及び機関	第二節 文部科学省の任務及び所掌事務 (第三条・第四条)	第一節(文部科学省の設置(第二条)	第二章 文部科学省の設置並びに任務及び所掌事務	第一章 総則(第一条)	目次	現行	条関係) (傍線部分は今回改正部分)

第四条 文部科学省は、 附則 務をつかさどる。 第五章 七十六以下 (所掌事務) 七十から七十五まで |〜六十九 (略) 第三節 第二節 第二款 雑則 (第三十三条) 審議会等 (第二十九条 第三十一条) 特別の機関 (第三十二条) 任務及び所掌事務 (第二十七条・第二十八条) (略) 削除 前条の任務を達成するため、次に掲げる事 第四条 文部科学省は、 第五章 附則 七十六以下 七十五)放射能水準の把握のための監視及び測定に関すること。 七十四
放射線による障害の防止に関すること。 七十三 原子力の安全の確保のうち科学技術に関するものに関す 七十二.試験研究の用に供する原子炉及び研究開発段階にある原 七十一 国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の 七十 原子力損害の賠償に関すること。 務をつかさどる。 (所掌事務) 一~六十九 (略) 第二節 ること。 に関すること。 燃料物質の使用に関する規制その他これらに関する安全の確保 子炉 (発電の用に供するものを除く。) 並びに核原料物質及び核 原子力の平和的利用の確保のための規制に関すること。 第三節 第二款 任務及び所掌事務 (第二十七条・第二十八条) 雑則 (第三十三条) 審議会等 (第二十九条 第三十一条) 特別の機関 (第三十二条) (略) 前条の任務を達成するため、次に掲げる事

第六条 (略)	第六条 (略)
2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより文部	2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより文部
科学省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次のとおり	科学省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次のとおり
とする。	とする。
国立大学法人評価委員会	国立大学法人評価委員会
独立行政法人評価委員会	放射線審議会
	独立行政法人評価委員会
第五款 削除	第五款 放射線審議会
第十九条 削除	第十九条が射線審議会については、放射線障害防止の技術的基準
	に関する法律(昭和三十三年法律第百六十二号。これに基づく
	命令を含む。)の定めるところによる。
第四節 削除	第四節 地方支分部局
	(原子力事務所)
第二十五条 削除	第二十五条 文部科学省に、地方支分部局として、原子力事務所を
	置く。
	2 原子力事務所は、文部科学省の所掌事務のうち、第四条第六十
	八号、第七十一号から第七十五号まで及び第九十七号に掲げる事
	務を分掌する。
	3 原子力事務所の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。
	4 原子力事務所の内部組織は、文部科学省令で定める。

経済産業省設置法 (
直法 (平成十
一年法律第九十九号)
(附則第四十三条関係)

改 正 案	
(所掌事務)	(所掌事務)
第四条 経済産業省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事	第四条(経済産業省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事
務をつかさどる。	務をつかさどる。
一~五十六 (略)	一~五十六 (略)
五十七及び五十八一削除	五十七 原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業
	並びに発電用原子力施設に関する規制その他これらの事業及び
	施設に関する安全の確保に関すること。
	五十八 エネルギーとしての利用に関する原子力の安全の確保に
	関すること。
五十九以下 (略)	五十九以下 (略)
2 (略)	2 (略)
(所掌事務)	(所掌事務)
第十七条 資源エネルギー庁は、前条の任務を達成するため、第四	第十七条 資源エネルギー庁は、前条の任務を達成するため、第四
条第一項第十五号、第十七号、第二十八号から第三十号まで、第	条第一項第十五号、第十七号、第二十八号から第三十号まで、第
三十二号、第三十三号、第四十二号、第四十五号、第四十八号か	三十二号、第三十三号、第四十二号、第四十五号、第四十八号か
ら第五十六号まで、第五十九号、第六十二号及び第六十四号に掲	ら第五十九号まで′第六十二号及び第六十四号に掲げる事務をつ
げる事務をつかさどる。	かさどる。
(産業保安院)	(原子力安全・保安院)
第二十条 資源エネルギー庁に、産業保安院を置く。	第二十条 資源エネルギー 庁に、原子力安全・保安院を置く。

2 産業保安院は、エネルギーに係る安全(原子力に係るものを除	2 原子力安全・保安院は、原子力その他のエネルギーに係る安全
く。) 及び産業保安の確保を図るための機関とする。	及び産業保安の確保を図るための機関とする。
3 産業保安院は、第四条第一項第五十九号、第六十二号及び第六	3 原子力安全・保安院は、第四条第一項第五十七号から第五十九
十四号に掲げる事務をつかさどる。	号まで、第六十二号及び第六十四号に掲げる事務をつかさどる。
4 産業保安院の長は、産業保安院長とする。	4 原子力安全・保安院の長は、原子力安全・保安院長とする。
5 産業保安院の職員 (産業保安院長を除く。)の任免は、産業保安	5 原子力安全・保安院の職員 (原子力安全・保安院長を除く。)の
院長が行う。	任免は、原子力安全・保安院長が行う。
6 産業保安院の位置及び内部組織は、政令で定める。	6 原子力安全・保安院の位置及び内部組織は、政令で定める。
(産業保安監督部等)	(産業保安監督部等)
第二十一条 産業保安院に、産業保安監督部を置く。	第二十一条(原子力安全・保安院に、産業保安監督部を置く。
2 前項に定めるもののほか、当分の間、産業保安院に、那覇産業	2 前項に定めるもののほか、当分の間、原子力安全・保安院に、
保安監督事務所を置く。	那覇産業保安監督事務所を置く。
3 産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所は、産業保安院の	3 産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所は、原子力安全・
所掌事務のうち、産業保安の確保に関する事務を分掌する。	保安院の所掌事務のうち、産業保安の確保に関する事務を分掌す
	న <u>ి</u>
4以下 (略)	4以下 (略)

国土交通省設置法(平成十一年法律第百号) (附則第四十四条関係)

九十五以下 (略)		九十四川)除	~九十三 (略)	務をつかさどる。	第四条 国土交通省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事 第	(所掌事務)	改正案	
九十五以下 (略)	関する規制に関すること。	九十四(実用舶用原子炉及び外国原子力船に設置された原子炉に)	一~九十三 (略)	務をつかさどる。	第四条(国土交通省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事)	(所掌事務)	現行	

環境省設置法 (
平成十
一年法律第百一
号)
(附則第四十五条関係)

改正案	現行
目次	目次
第一章 総則 (第一条)	第一章 総則 (第一条)
第二章 環境省の設置並びに任務及び所掌事務等	第二章 環境省の設置並びに任務及び所掌事務等
第一節 環境省の設置 (第二条)	第一節 環境省の設置 (第二条)
第二節 環境省の任務及び所掌事務 (第三条・第四条)	第二節 環境省の任務及び所掌事務 (第三条・第四条)
第三節 環境省の長 (第五条)	第三節 環境省の長 (第五条)
第三章 本省に置かれる職及び機関	第三章 環境省に置かれる職及び機関
第一節 特別な職 (第六条)	第一節 特別な職 (第六条)
第二節 審議会等 (第七条 第十条)	第二節 審議会等 (第七条 第十条)
第三節(特別の機関(第十一条)	第三節(特別の機関(第十一条)
第四節 地方支分部局 (第十二条)	第四節 地方支分部局(第十二条)
第四章 原子力規制委員会 (第十三条)	(新設)
附則	附則
(任務)	(任務)
第三条 環境省は、地球環境保全、公害の防止、自然環境の保護及	第三条 環境省は、地球環境保全、公害の防止、自然環境の保護及
び整備その他の環境の保全(良好な環境の創出を含む。以下単に	び整備その他の環境の保全(良好な環境の創出を含む。以下単に
「環境の保全」という。) 並びに原子力の研究、開発、及び利用に	「環境の保全」という。)を図ることを任務とする。
おける安全の確保を図ることを任務とする。	

第七条 別に法律で定めるところにより環境省に置かれる審議会等 第四条 環境省は、 二十五 (略) 九~十九 二十~二十四 十九の二 原子炉の運転等により生じた事故等により放出された つかさどる。 で本省に置かれるものは、次のとおりとする。 二十四の二 原子力規制委員会設置法 (平成二十四年法律第 (設置) (所掌事務) |~七 第一項に規定する基準をいう。)の設定に関すること。 独立行政法人評価委員会 有明海・八代海等総合調査評価委員会 中央環境審議会 放射性物質による環境の汚染への対処に関すること 公害健康被害補償不服審查会 環境基準 (環境基本法 (平成五年法律第九十一号) 第十六条 号)第匹条第一項に規定する事務 第三章 (略) 本省に置かれる職及び機関 (略) 前条の任務を達成するため、次に掲げる事務を 第七条 第四条 二 十 五 は、次のとおりとする。 (設置) (新設) 二十~二十四 (新設) 九~十九 つかさどる。 一~七 (所掌事務) う。)の設定に関すること。 独立行政法人評価委員会 有明海・八代海等総合調査評価委員会 公害健康被害補償不服審查会 中央環境審議会 第三章 環境基準(環境基本法第十六条第一項に規定する基準をい 環境省は、 別に法律で定めるところにより環境省に置かれる審議会等 (略) (略) 環境省に置かれる職及び機関 (略) 前条の任務を達成するため、 次に掲げる事務を

(地方環境事務所)	(地方環境事務所)
第十二条の本省に、地方支分部局として、地方環境事務所を置く。	第十二条 環境省に、地方支分部局として、地方環境事務所を置く。
2 地方環境事務所は、環境省の所掌事務のうち、第四条第五号、	2 地方環境事務所は、環境省の所掌事務のうち、第四条第四号か
第六号、第八号から第十四号まで、第十六号から第二十二号まで	ら第六号まで、第八号から第十四号まで、第十六号から第二十二
及び第二十五号に掲げる事務を分掌する。	号まで及び第二十五号に掲げる事務を分掌する。
3 地方環境事務所の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。	3 地方環境事務所の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。
4 地方環境事務所の内部組織は、環境省令で定める。	4 地方環境事務所の内部組織は、環境省令で定める。
第四章 原子力規制委員会	
第十三条 国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて環境省に	(新設)
置かれる外局は、原子力規制委員会とする。	
2 原子力規制委員会については、原子力規制委員会設置法及びこ	
れに基づく命令の定めるところによる。	